

●南区役所 総務企画課 広聴係

区役所 1 階相談コーナーにおいて、行政に関することや日常生活の困りごとなどについて、相談することができます。

(令和 7 年度)

相談名	相談内容	相談員	相談曜日・時間	備考
法律相談	困りごと、争いごとの法律的理解、解決方法について <u>(予約必要・面談のみ)</u>	弁護士	毎月第 1・3 木曜日	(予約方法) 相談日当日、午前 9 時から 電話(011-582-4714)で 定員 7 名を先着順で受付。 相談は面談で午後からになります。(1 人 20 分以内) 指定の時間までに区役所へお越し下さい。
司法書士相談	(裁判事務、登記、諸手続きに関すること)不動産売買、相続、登記、遺言、賃貸借などに関すること <u>(予約必要・面談のみ)</u>	司法書士	毎月第 2・4 木曜日	(予約方法) 相談日当日、午前 9 時から電話(011-582-4714)で 定員 6 名を先着順で受付。 相談は面談で午後からになります。(1 人 30 分以内) 指定の時間までに区役所へお越し下さい。
家庭生活相談	家庭生活、生き方、近隣関係、育児、夫婦関係、心情、悩みごとなどについて	家庭生活 カウンセラー	毎週月曜日・水曜日 10 時 00 分～ 12 時 00 分 13 時 00 分～ 16 時 00 分	(電話番号) 011-582-4714
行政相談	国やその関係機関などの仕事に関すること	行政相談委員	毎月第 2・4 火曜日 13 時 00 分～ 16 時 00 分	

9 月

2025年（令和7年）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	家庭生活相談		家庭生活相談	法律相談		
7	8	9	10	11	12	13
	家庭生活相談	行政相談	家庭生活相談	司法書士相談		
14	15	16	17	18	19	20
	休日		家庭生活相談	法律相談		
21	22	23	24	25	26	27
	家庭生活相談	休日	家庭生活相談	司法書士相談		
28	29	30				
	家庭生活相談					